



資源物集団回収のご案内

～亀山市資源物集団回収活動報奨金の交付～

資源物の集団回収とは

目的…市民団体が自主的に実施する資源物の集団回収活動に対し、資源物集団回収活動報奨金（以下「報奨金」という。）を交付することにより、地域住民のリサイクル意識の高揚を図るとともに、資源物の有効活用を推進し、もって循環型社会の形成に資することを目的としています。

市民団体…自治会、婦人会、PTA等の地域住民で構成する団体で、政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない団体をいいます。

対象資源物…紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ）、古繊維※1（衣類を除く）、びん類（リターナブルびんを除く、無色透明びん、茶色びん、その他色びん）で、原材料として再利用することにより資源物として再生利用することができるものをいいます。

集団回収活動…市にあらかじめ登録した地域住民で構成する団体が、家庭から出された資源物を、日時や場所を決めて回収し、亀山市総合環境センターに搬入するか、リサイクル業者に引き渡す自主的な活動をいいます。

※1「古繊維」…亀山市総合環境センターに搬入する場合は、①シーツ、②毛布、③布団カバー、④枕カバー、⑤座布団カバー、⑥タオル、⑦タオルケット、⑧手ぬぐい、⑨風呂敷、⑩のれん、⑪エプロン、⑫スカーフ、⑬布製かばんに限ります。

それぞれ対象品目ごとの分別が必要です。（混載不可）

活動の流れ

年間の手続き

- ① 団体で回収日・回収場所・回収品目を決めます。
- ② 団体登録（市へ申請）
提出書類：・資源物集団回収活動団体登録申請書（様式第1号）
・団体の構成員の名簿
提出先：亀山市総合環境センター 環境課 廃棄物対策グループ（布気町 442 番地）
- ③ 市から登録証の交付
内容を審査し、適当と認めた場合、登録証（様式第2号）を交付します。この登録証は再交付いたしませんので、活動中大切に保管してください。
- ④ 活動開始
回収した資源物を亀山市総合環境センターに直接搬入するか、リサイクル業者に引き渡す。
- ⑤ 実績報告（年2回）
提出書類：・資源物回収実績報告書（様式第5号）
・亀山市総合環境センターに直接搬入した伝票の控えや
リサイクル業者に引き渡した伝票の写し（業者の印のあるもの）
提出先：亀山市総合環境センター 環境課 廃棄物対策グループ（布気町 442 番地）

活動期間に対する実績報告書の提出期間

活動期間	実績報告提出期間
4月から9月まで	10月1日から同月10日まで
10月から3月まで	4月1日から同月10日まで

報奨金の交付

回収量に対して報奨金を交付します。報奨金は、対象資源物を総合環境センターに搬入する場合、又はリサイクル業者に引き渡す場合のいずれも**回収量1Kg 当たり4円**です。



その他の手続き

① 登録の更新

次年度も活動を継続しようとする場合は、毎年3月中に更新の届け出をしてください。

提出書類：・資源物集団回収活動団体登録更新届出書（様式第4号）

- ・登録証
- ・団体の構成員の名簿

提出先：亀山市総合環境センター 環境課 廃棄物対策グループ（布気町 442 番地）

② 登録の変更・廃止

登録した事項に変更があったとき、または登録を廃止しようとするときは、届け出をしてください。

提出書類：資源物集団回収活動団体登録変更（廃止）届出書（様式第3号）

提出先：亀山市総合環境センター 環境課 廃棄物対策グループ（布気町 442 番地）

※各手続きに必要な書類は、市ホームページに掲載していますので、ご利用ください。

○申請書ダウンロード — 住まい・水道・環境 — 生活環境に関する申請書等 内

総合環境センターに直接搬入する場合

- ✓ 搬入の際に、計量棟受付に登録証を提示してください。複数の方が登録証を携帯しないと活動に支障をきたす場合は、廃棄物対策グループへご相談ください。ただし、登録証（写し）の発行は最小限にさせていただきます。
- ✓ 搬入の際は、必ず 10kg 以上搬入してください。10kg 未満の場合、搬入実績に加算できない場合があります。
- ✓ 資源物を降ろす前に、市職員に置き場を必ず確認してください。

Q&A

Q1. 活動するには、どんな手続きがいるの？

- A. 団体の登録手続きをしていただきます。登録申請書に、年間の回収予定回数や予定回収場所などの年間計画を記載し、会員名簿を添付のうえ、提出してください。また、毎年、年度末に更新の手続きが必要です。

Q2. 団体登録はいつでもできるの？

- A. 活動期間の区切りは、4月1日から翌年3月31日となりますが、団体登録はいつでもしていただけます。報奨金の交付は、登録証交付日以降の活動が対象となりますのでご注意ください。

Q3. 資源物だったら、何でもいいのか？

- A. 市内の家庭から出された資源物が対象です。商店や事務所などの事業所から出される資源物は対象外です。（事業所から出されるごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）」や「亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（第4条）」で、事業者が責任をもって処理することが義務付けられています。）

Q4. 市総合環境センターに搬入する場合、どのような点に注意したらいいの？

- A. 対象は、団体活動として回収された資源物に限りますので、搬入の際は「団体登録証」を提示してください。団体構成員の個人が個人の資源物をそれぞれ持ち込んだものは対象外です。

Q5. ごみ収集日に集積所に出された資源物を回収してもいいの？

- A. ごみ収集日に集積所に出された資源物は市が収集しますので、回収しないでください。集団回収活動にあたり、やむを得ず集積所を利用される場合は、市のごみ収集日以外にしてください。また、集積所の横など、紛らわしい場所の利用もトラブルの原因となりますので避けてください。

亀山市産業環境部

環境課 廃棄物対策グループ

（〒519-0137 亀山市布気町 442 番地

亀山市総合環境センター内）

Tel82-8081 fax82-4435

e-mail haikibutu@city.kameyama.mie.jp